

掛川市規則第 1 1 号

掛川市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年掛川市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「又は売春禁止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。